本文

関連する計画等

町	地域防災計画、避難実施要領
県	地域防災計画、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、交通規制計画、物資運送計画、高齢者、障害者、乳幼児等の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画
指定地方公共 機関	国民保護業務計画

第1章 国民保護に関する基本方針等

1 国民保護に関する基本方針

国民保護に当たっては、以下の事項を基本方針とします。

(1) 基本的人権の尊重(法5、6、武対法3④)

ア 日本国憲法の保障する国民の自由と権利の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重する義務があります。

里りる我伤 <i>いめ</i> りより。	
幸福追求権	憲法 13
法の下の平等	憲法 14
参政権	憲法 15
請願権	憲法 16
国家賠償請求権	憲法 17
奴隷的拘束からの自由	憲法 18
思想・良心の自由	憲法 19
信教の自由	憲法 20
集会・結社の自由	憲法 21
言論・出版の自由	憲法 21
居住移転の自由	憲法 22
職業選択の自由	憲法 22
外国移住・国籍離脱の自由	憲法 22
学問の自由	憲法 23
生存権	憲法 25
教育を受ける権利	憲法 26

勤労権	憲法 27
労働基本権	憲法 28
財産権	憲法 29
裁判を受ける権利	憲法 32
拷問、残虐刑の禁止	憲法 36
刑事補償請求権	憲法 40
その他の基本的人権に関する規定は最大限に尊重	

イ 武力攻撃事態における国民の人権に対する必要最小限の制限

国民保護措置の実施に当たり国民の自由と権利に制限を加える場合も、以下の点に注意します。

- (ア) 国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限られること。
- (イ) 公正かつ適正な手続の下に行うこと。
- (ウ) いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならないこと。

個人の公共的負担	土地等の使用	法 82
	物資の売渡しの要請等	法 81
	医療の実施の要請等	法 85
社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法 102
	警戒区域の設定	法 114
	放射性物資等により汚染された物の移動禁止	法 108
重要文化財等の所有 等から生じる責務	文化財保護の特例	法 125

(2) 国民の権利利益の迅速な救済(法6)

国民の権利利益の救済に係る手続(損失補償、不服申立、訴訟など)については、可能な限り迅速に処理します。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項目	内 訳
損失補償	特定物資の収用に関すること(法 81②)
(法 159①)	特定物資の保管命令に関すること(法 81③)
	土地等の使用に関すること(法 82)
	応急公用負担に関すること(法 113③)
	車両等の破損措置に関すること (法 155②において準用する災対法 76 の 3 ②後段)
損害補償 (法160①)	国民への協力要請によるもの (法 70①・③、80①、115①、123①)

不服申立てに関すること(法6、175)

訴訟に関すること(法6、175)

※ 町は、これらの手続きに関連する文書について適切に保管し、または、保存期間を延長 します。

(3)指定(地方)公共機関等の自主性の尊重その他特別な配慮(法7など)

ア 指定(地方)公共機関等の自主性の尊重

- (ア) 日本赤十字社の自主性の尊重
- (イ) 指定(地方)公共機関の国民保護措置について、自主的判断によることに留意
- イ 表現の自由等への配慮
 - (ア) 放送事業者である指定(地方)公共機関について、放送の自律を保障することにより、 その言論その他表現の自由に特に配慮
 - (イ) 表現の自由及びその前提として報道・取材の自由、知る権利の尊重

(4) 国民に対する情報の提供(法8)

武力攻撃事態等において、国民に対し正確な情報を、適切な方法により、迅速に国民に提供します。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、平素から国、県及び指定(地方)公共機関など国民の保護のための措置を行う関係機関相互の連携体制の整備に努めます。

(6) 国民の協力など(法4)

ア 国民の協力

町は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき 国民に対し、必要な援助について協力を要請します。

この場合、要請を受けた国民は、必要な協力をするよう努めることとされています。

なお、この協力は国民の自発的な意思に委ねられるものであり、要請に当たって強制にわたることがあってはならないとされています。

イ 自主防災組織、ボランティア等の支援

町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めます。 なお、この際自主防災組織、自治会等については、住民の自治とその自主性を尊重します。

(7) 高齢者、障害者、乳幼児等の保護及び国際人道法の的確な実施(法9など)

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する 者の保護について留意します。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される 国際人道法の的確な実施を確保します。

(8) 個人情報の保護

町は、あらかじめ個人情報保護指針、マニュアルを作成し、個人情報の保護に留意します。

2 国民保護措置を行う人の安全の確保

(1) 安全配慮義務

ア 町の安全配慮義務

町は、町が実施する町の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮します。(法22)

イ 協力や応援などを要請する場合の安全配慮義務

安全配慮は、国民保護措置に携わるすべての人が、職務や業務の内容に応じて行います。 また、武力攻撃が予想される地域において、安全が確保されていると認められない状況の まま、その地域外にある者に対して当該地域に入って国民の保護のための措置を実施させま せん。

	安全配慮規定	根拠条文
1	避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	法 70
2	内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者	法 73、79
3	救援に必要な援助について協力する者	法 80
4	要請又は指示に応じて医療を行う者	法 85
5	武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	法 105
6	放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者	法 110
7	武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者	法 115
8	消防の応援等のため出動する職員	法 120
9	保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	法 123

※ なお、上記の際、「援助について」としているのは、住民その他の者は、避難住民の誘導等の国民の保護のための措置そのものを実施するものではなく、あくまでもその援助について協力を行うということです。

ウ 国、県の安全配慮義務

県は、県、市町村並びに指定(地方)公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮することとされています。(法 22)

(2) 生活関連等施設の安全確保(法 102)

ア 生活関連等施設の安全確保

町(総務部[防災担当])は、町の区域内の生活関連等施設について、県(防災局)、米子警察署、西部消防局などと連携し、安全の確保、情報の収集・共有を行います。

イ 生活関連等施設職員及び周辺住民の安全確保

町は、生活関連等施設の職員及び周辺住民について、その安全確保に配慮し、必要な場合は迅速な避難住民の誘導に努めます。

3 この計画の使用に当たって

(1) 町は、比較的可能性の高いテロへの備えを重視し、大規模なテロにおいてはこの計画の「武力攻撃事態等」を「緊急対処事態」に、「国民保護措置」を「緊急対処保護措置」に読み替えて使用します。(国際的な活動及び国民経済上の措置に関する規定並びに平時の準備に関する

規定を除きます。)

- (2) わが国に対する本格的な侵略事態(着上陸侵攻など)などについては、見通しうる将来において生起する可能性は低下していると思われますが、将来の予測しがたい情勢変化への備えとして、計画等の備えを行います。
- (3) この計画については、訓練の教訓、新たな知識や情報の取得、住民の意見などにより随時見直しを行い、必要に応じ計画を変更します。
- (4) この計画は国民保護の基本的事項を定めるものであり、また、当初の予想を超える事態も起こり得ることから、事態に際しては過度に計画に拘泥することなく、状況に応じ臨機応変に対応します。

第2章 状況

1 この計画が対象とする事態

国民保護は、万一の有事や大規模なテロの場合に、町内にいるすべての人の生命、身体、財産を守るものです。具体的には以下の3つの事態を対象とします。

武力攻擊事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(事態対処法2①)
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態(事態対処法2①)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生するする明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの(事態対処法25①)

(1) 武力攻撃事態等の想定

類型	想定
1) ゲリラ、 特殊部隊 による攻 撃	 ・各種の目的(後方攪乱、政治的恫喝、本格侵攻の準備等)達成のため、ゲリラや特殊部隊をわが国に潜入させ、警察の対応能力を超えた各種の不正規型の武力攻撃(施設の破壊、人員に対する襲撃など)を行う事態です。 ・予測困難で突発的に発生するおそれがあります。 ・政治的要求の条件作為、戦争遂行・支援基盤の弱体化等を作戦目的として、作戦開始の相当以前から隠密に潜入して活動します。 ・その行動は、一般に、上陸→対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われます。 ・防衛等施設、発電所等の生活基盤施設、行政施設等を襲撃目標とし、あるいは政治・経済中枢地区でのテロ攻撃を目的とした武装工作員が、鳥取県の海岸線から隠密に潜入し、鳥取県内の中山間地域等で住民と遭遇し、住民に危害が加えられることも想定されます。 ・作戦地域は広範囲となり、NBCR兵器を使用した場合などは、住民生活に深刻かつ多様な事態を引き起こすことが想定されます。
2) 弾道ミ サイル攻 撃	・長射程の弾道ミサイルに各種の弾頭を搭載して、わが国に向け発射し攻撃する事態です。一部が鳥取県に落下することも想定されます。 ・弾道ミサイルによる攻撃のみをもっては武力侵攻の目的(わが国の占領など)を達成できないことから、次の目的が考えられます。 「着上陸攻撃との連携政治的恫喝や他の軍事作戦の一環・弾頭は通常弾頭、核(N)弾頭、生物兵器(B)弾頭及び化学兵器(C)弾頭が想定されます。
3)航空攻擊	・着上陸侵攻に先立ち、支援のための航空機による攻撃が想定されます。 ・通常爆弾を使用した場合は、広範囲にわたる被害が発生します。精密誘導兵 器が使用された場合は、重要施設の破壊に限定されることもあります。

侵攻

- 4) 着上陸 ⋅ 他国が武力を行使して、占領等の目的をもって、わが国の領土に直接着上陸 し、侵攻する事態です。
 - ・通常、着上陸侵攻の前段階として、その他の攻撃が併用されます。
 - ・西日本の政治・経済中枢地区あるいは西日本の分断を目標として、わが国へ の多数地点への上陸侵攻あるいは降着侵攻が実施された場合、その一部が鳥 取県に着上陸し通過することが想定されます。
 - 一般的に、攻撃は広域かつ長期間になることが予想されます。

予想される一般的な被害

- (ア) 通常兵器による被害
 - a 一般住民の負傷及び建物等への損傷が想定されます。特に、ゲリラや特殊部隊が侵入 した場合、一般住民との区別が困難で人的被害の発生が予想されます。
 - b 一般的に、避難等により被害を最小化することができます。
- (イ) NBCR兵器による被害
 - a 概要

「NBCR兵器」とは、核 (Nuclear) 兵器、生物 (Biological) 兵器、化学 (Chemical) 兵器、及び放射線(Radiological) 兵器のことをいいます。

これらのNBCR兵器が使用された場合は、一般市民に大量の被害者が発生するとと もに、使用された地域が汚染されて使用できなくなることが想定されます。

また、NBCR兵器は、テロやミサイル等により使用され、事前の使用予測は困難で す。

b NBCR兵器の特徴

兵器	特 徴
核(N)兵器	強烈な閃光と爆発により明らかになります。時間、距離、遮蔽に 注意して身を守ります。
生物(B)兵器	異常な発症例パターンにより明らかになります。
化学(C)兵器	人々が一斉に異常な兆候を示すことにより明らかになります。
放射線(R)兵器	普通の爆発の使用により行われ、専門家の特殊調査により明らかになります。 あらかじめ使用される放射性物資の特定は不可能です。時間、距離、遮蔽に注意して身を守ります。

c NBCR兵器への対処

NBCR兵器への対処では、予知、検知・警報、防護、除染、医学的措置を適切に行 うことが重要となります。

NBCR兵器が使用された場合は、速やかに情報を入手し、県に緊急通報の発令を要 請し、緊急通報が発令された時は住民に伝達するとともに、緊急の場合は退避を指示し ます。

また、国及び地方公共団体等は、各種の情報と適切な医学的アドバイスをテレビ、ラ ジオ、インターネット等で提供するよう努めるものとされています。

この際、被災者は、適切な方法で現場から離れるとともに、公共機関から提供される 情報に基づき、先ず個人防護処置を実施します。

(ウ) ダム、原子力施設等の破壊による被害

ダム、原子力施設等は、攻撃された場合一般住民に重大な被害をもたらします。

このため、あらかじめ警備を強化するとともに、攻撃されたときは速やかに情報を収集 し、退避の指示、被害の最小化を実施します。

(エ) 情報通信インフラに対する攻撃 (サイバー攻撃) による被害

情報通信、金融、航空、鉄道、電力、ガス、政府・行政サービスに対し、サイバー攻撃 が行われた場合、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このため、情報セキュリティの基盤を整備するとともに、サイバー攻撃に対する防御・ 対処能力や体制を確保する必要があります。

(オ) 情報戦、心理戦による被害

敵の謀略的な宣伝や広報が実施された場合、国民保護措置の実施に対する住民の自発的な協力が得られなくなる恐れがあります。

このため、正確な情報を迅速に住民に伝える必要があります。

イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設

攻撃目標となる可能性が高く、その場合には、周辺地域の住民にまで被害が及び、住民の 安全に支障を及ぼす施設を下記のとおり例示します。

項目		施設名		県所管	町所管	備考		
1	防衛省施設	1	駐屯地、基地、通信所			防災局	-	
2	県関係施設	1	鳥取県庁		総務部	_		
	2 鳥取県警察本部		警察本部	_				
		3	鳥取情報バ	イウ	ェイ電気通信設備	企画部	企画政策課	電気通信事業法2
3	町施設	1	南部町役場	<u>1</u>		_	総務課	
4	公共的施設	1	港湾施設	1	重要港湾	県土整備部	_	港湾法
	(法137)			2	地方港湾	県土整備部	_	
		2	空港施設	1	鳥取空港	県土整備部	_	空港整備法
				2	米子空港	企画部	_	
		3	道路			県土整備部	建設課	道路法、道路運送法
		4	河川管理施	設		県土整備部	建設課	河川法
5	生活関連等施	1	発電所、変	電所		企業局	J	電気事業法2
	設 (法102①)	2	ガス工作物		防災局	J	ガス事業法2	
		3	水道施設			生活環境部	上下水道課	水道法3
		4	鉄道施設			企画部	_	鉄道事業法8 軌道法
		5	電気通信事	業用の	の交換設備	防災局 総務部	総務課	電気通信事業法 9
		6	放送局の無	線設化		総務部	_	放送法2
		7	重要港湾施	設		県土整備部	_	港湾法52
		8	滑走路、旅 安施設	客ター	ーミナル施設、航空保	県土整備部	_	空港整備法2、6 航空法2
		9	<i>9</i>			県土整備部	総務課	河川管理施設等構 造令第2章
	10 危険物質等の取扱所		防災局	総務課	法103①、令28			
6	近隣施設	1	航空自衛隊	航空自衛隊第7警戒隊(高尾山)		防災局	_	
		2	島根原子力	発電	所	防災局	_	
	3 (独) 日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター			防災局	_			
7	農業用施設	1	ため池(堤高15m以上)			農林水産部	産業課	土地改良法

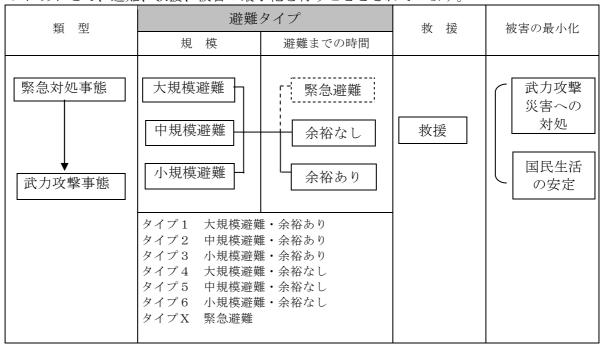
(2) 緊急対処事態 (大規模テロ) の事態例

1) 危険性を内在する物質を有	原子力事業所等の破壊			
する施設等に対する攻撃が行 われる事態	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破			
	危険物積載船への攻撃			
	ダムの破壊			
2) 多数の人が集合する施設及 び大量運送機関等に対する攻	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破			
撃が行われる事態	列車等の爆破			
3)多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行	放射性物質を混入させた爆弾 (ダーティボム)等の爆発に よる放射線の拡散			
われる事態	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布			
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布			
	水源地に対する毒素等の混入			
4)破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ			
	弾道ミサイル等の飛来			

(3) 各種事態における避難方法と避難住民数

ア 避難方法

(ア) 県(防災局) は、警報に示された、武力攻撃等の類型(武力攻撃事態4類型、緊急対処態4類型)により、あらかじめ想定している避難タイプから該当するものを選択し、避難タイプにあわせて、避難、救援、被害の最小化を行うこととされています。



(イ) 町は、県が選択した避難タイプに応じ的確かつ迅速に避難の指示を伝達し、避難住民の誘導を実施します。

注)避難、救援は避難タイプに関わらず原則として市町村単位で行われますが、避難タイプ により避難のスケジュール、使用できる運送機関の数量などが大きく異なるため、注意が 必要です。

イ 避難住民数

南部町の住民数

平成19年1月31日現在地区別人口統計より抜粋

1 // 1 - 1 - 7 - 1 - 1									
地区		人口			人口				
	男	女	総数	地区	男	女	総数		
ニュータウン	598	646	1, 244	東長田	206	237	443		
天 津	1, 020	1, 083	2, 103	上長田	222	271	493		
大 国	731	786	1, 517	手 間	1, 302	1, 405	2, 707		
法勝寺	1, 060	1, 266	2, 326	賀野	619	734	1, 353		
				総計	5, 758	6, 428	12, 186		

(参考) 県内市町村の住民数

平成18年2月1日現在市町村別推計人口より抜粋

1 10 + 2 // 1	人口					避難住民数	
	総数	男	女	小規模避難	中	¹ 規模避難	大規模避難
1 鳥取市	200,809	97,505	103,304	200,809			
2 岩美町	13,296	6,310	6,986	13,296	東部		
3 八頭町	19,601	9,349	10,252	19,601	地	246,750	
4 若桜町	4,416	2,058	2,358	4,416	区		
5 智頭町	8,628	4,052	4,576	8,628			
6 倉吉市	52,276	24,523	27,753	52,276			
7 三朝町	7,494	3,527	3,967	7,494	中如		
8 北栄町	16,173	7,671	8,502	16,173	部地	113,240	606,569
9 湯梨浜町	17,700	8,454	9,246	17,700	区		
10 琴浦町	19,597	9,220	10,377	19,597			
11 米子市	149,866	71,118	78,748	149,866			
12 境港市	36,616	17,647	18,969	36,616			
13 南部町	12,053	5,636	6,417	12,053			
14 伯耆町	12,229	5,793	6,436	12,229	西郊		
15 日吉津村	3,057	1,408	1,649	3,057	部地		
16 大山町	18,902	8,931	9,971	18,902	区	246,579	
17 日南町	6,065	2,775	3,290	6,065			
18 日野町	4,180	1,962	2,218	4,180			
19 江府町	3,611	1,680	1,931	3,611			

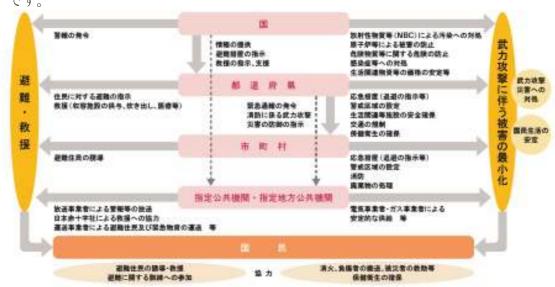
ウ 各避難タイプの特徴と段階ごとの対処

	避難タイプ 大規模		中規模	小規模
避	難単位	全県	東・中・西部地区	市町村
避	難 先	県外	県内、県外とも	原則として県内のみ
特	避難距離	長距離	中距離	短距離
徴	避難時間	長時間	中時間	短時間
基本方針	避難実施方法	県の主導により避難を実施 脅威の度に応じて、地区毎に 中規模避難実施要領に準じ て実施	が、小規模避難に準じて実施	実施

ī	1		L. r	
		全県運送計画	地区別運送計画	市町村単位運送計画
		+市町村避難実施要領	+市町村避難実施要領	+市町村避難実施要領
	時間に余裕			
	がない場合		ご、避難などの国民保護措置を	
	運送手段	原則として他県からの応援	他県からの応援はあるが分	他県からの応援はないが集
		がなく分散使用のため少数	散使用のため制限	中使用のため多数
		公共交通機関を使用	公共交通機関を使用	条件付きで自家用車の使用
	調整	避難先県との連絡調整	避難先県及び受入市町村と	受入市町村との連絡調整
			の連絡調整	
	消防等の応援	原則として応援なし	広域応援	近隣応援
	平 素	情報の収集、訓練、広報、備	蓄等	
	緊急避難	警報・緊急通報の伝達、避難	É・退避の指示、	
		避難誘導の支援、救援の実施	i(以下に準ずる)	
	避難準備	情報の収集、広報	情報の収集、広報	情報の収集、広報
		Sub-Mill II II N Sha (fe strends)		Star (In the start)
		避難先県との連絡調整	避難先県及び受入市町村と	受人市町村との連絡調整
	and the	distribution of the first state of the state	の連絡調整	distribution to the state of th
	避難	警報等の伝達	警報等の伝達	警報等の伝達
段		避難住民の誘導	避難住民の誘導	避難住民の誘導
階				・避難住民は少数で避難も短
7,			距離、中時間。避難誘導中の	
と		食品の給与等が必要。	食品の給与等が必要。	食品の給与等も不要。
の	避難生活	県(又は避難先県)、受入市	可村との協議	
対	復 帰	当時の状況による		
処	生活再建	当時の状況による		
	避難受入	大規模救援	大規模救援	小規模救援
		・避難住民は多数。他県か	・避難住民は多数。他県から	・避難住民は少数。他県から
		らの応援あり	の応援あり	の応援なし
		武力攻撃災害対処なし	大規模武力攻撃災害対処	小規模武力攻撃災害対処
		・避難中の対処のみ	・県内の災害対処等	・被災地域の災害対処等
		大規模国民生活安定措置	大規模国民生活安定措置	小規模国民生活安定措置
1		・県内の価格安定、ライフ	・県内の価格安定、ライフラ	・受入市町村の価格安定等
		ライン確保等	イン確保等	

2 国民保護実施の体制

わが国における国民保護実施の体制及びその中における市町村の位置づけは、以下のとおりです。

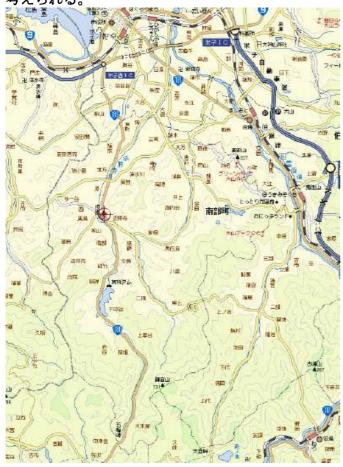


南部町国民保護計画

3 南部町の地域特性が国民保護に及ぼす影響

(1) 地形

南部町は、標高 20mから 350mで、日野川水系である法勝寺川・東長田川・小松谷川及び朝鍋川流域に集落が分布している。面積は 114.03 k ㎡、鳥取県総面積の約 3.3%を占めています。中央を南北に国道180号があり、避難経路の重点路線となるが、南部地区は山が連なっており、東西の避難経路は十分ではない。また、同地区は高齢化も進んでおり、避難誘導に時間を要すると考えられる。



Copyright(C) Alps Mapping K. K. All Rights Reserved. 協力:マピオン http://www.mapion.co.jp/

(2) 交通

南部町は、鳥取県の西部島根県境に位置し、東は伯耆町、西は島根県安来市、南は日南町、北は米子に接しています。空港・港湾がなく、住民の避難方法は原則として陸路に限られます。道路としては、国道180号線が町の南北を縦断しおり、重要な幹線と位置づけられます。

(3) 気象

平坦部と山間部とでは気象条件に幾分の差異が見られるが、気温は圏内でも高温な地帯に属し、7月~8月の平均気温は30℃以上となります。反面冬季は気温は低下し、1月には1℃以下となる日も多く、12月下旬~3月上旬の間で降雪があり、日野郡境に接する地域はしばしば豪雪に見舞われます。積雪時には住民の避難や、非難住民の受入に支障をきたすことが考えられます。

(4) その他

南部町は、高齢者の割合が高い事や、町立病院に入院患者を抱えていることから、高齢者等の

いわゆる災害時要援護者への配慮が必要です。

4 国民保護実施に必要な情報

- (1) 国民保護実施に必要な情報は、武力攻撃事態等の状況に応じて異なり、また、各段階で変化することから、必要な情報を主動的かつ継続的に収集するとともに、適切に分析・整理します。
 - ア 県、米子警察署、西部消防局その他関係機関等からの武力攻撃事態等及び関係機関・団体の 対処などの状況に係る情報収集
 - イ 消防団、区長などからの町内の状況に係る情報収集(屋内への退避が指示されているなど 安全が確保されない場合を除きます。)
 - ウ 避難住民の誘導に必要な情報等については、平素から各自治会及び自主防災組織の有する 情報などの活用を図ります。
- (2) 別紙第1「情報計画」参照

第3章 構想

1 方針

町は、各種事態の特性を踏まえ、住民避難の規模と避難準備の時間的余裕に応じて、的確かつ 迅速に国民保護措置等の実施と総合的調整を行い、住民の生命、身体及び財産を保護します。

この際、平素からの万全の体制の整備と、国、県及び関係機関との密接な連携、情報の早期入手、住民に対する各種情報の周知徹底を重視します。

2 実施要領

(1) 段階区分

この計画では、避難、避難生活など、住民の行動に基づく時系列的な段階区分により国民保護措置の実施を計画しています。

	段階区分		別紙	
		武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施す る期間	2	
	緊急避難 突然に武力攻撃災害が発生し避難が指示されるなど、時間的余裕がない 避難の場合			
避難準備 武力攻撃 (予測) 事態が認定され、避難措置の指示が県に伝達さ での間の国民保護措置を実施する期間		武力攻撃 (予測) 事態が認定され、避難措置の指示が県に伝達されるまでの間の国民保護措置を実施する期間	4	
能への	避難	避難措置の指示が県に伝達され、要避難地域の住民が、避難先地域への 移動を完了するまでの期間	5	
対	避難生活	避難完了から避難の指示が解除されるまでの、住民が避難している期間	6	
処	復帰	対処措置である応急復旧に一応の目途がつき、避難先地域から要避難地 域への避難住民の復帰が完了するまでの期間	7	
	避難受入	他市町村からの避難住民の受入協議があったときから、避難の指示が解除され、受入避難住民が復帰を完了するまでの期間	9	
生活再建 避難先地域		避難先地域からの復帰が完了した段階からの期間	8	

(2) 各段階の活動方針等

- ア 平素の段階
 - (ア) 活動方針

町は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の体制の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

この際、関係機関との連係、情報の伝達体制の整備及び普及啓発を重視します。

(イ) 別紙第2「平素の段階の計画」参照

イ 緊急避難段階

(ア) 活動方針

町は、時間的余裕がない避難の指示が出された場合は、サイレン、防災行政無線などにより可能な限り迅速に住民に危険を周知し、避難の指示を伝達するとともに避難住民の誘

導を実施します。

また、必要に応じて屋内、地域外への退避の指示等を速やかに行います。

この際、攻撃の種類に応じた避難と攻撃後の対処要領に留意します。

なお、町だけでは対応できない等の場合は、直ちに他の市町村長又は知事へその旨を連絡し、応援を要請します。

(イ) 別紙第3「緊急避難段階の計画」参照

ウ 避難準備段階

(ア) 活動方針

町は、住民の避難が安全かつ円滑に行えるよう必要な諸準備を速やかに整えます。 この際、情報の伝達体制の整備と運送経路・手段の確保、高齢者、障害者、乳幼児の避 難準備等を重視します。

(イ) 別紙第4「避難準備段階の計画」参照

工 避難段階

(ア) 活動方針

町は、速やかに避難の指示を住民へ周知徹底するとともに、安全かつ円滑に住民が避難できるよう誘導を行います。

この際、住民の安全を最優先に関係機関との連携を重視します。

(イ) 別紙第5「避難段階の計画」参照

才 避難生活段階

(ア) 活動方針

町は、避難先地域において仮庁舎等により業務を行い、県、避難先市町村等が実施する 避難住民等の救援を補助します。

この際、関係機関との連携と避難住民等への情報提供を重視します。

(イ) 別紙第6「避難生活段階の計画」参照

力 復帰段階

(ア) 活動方針

町は、県から避難の指示の解除の通知を受けた後、避難住民の復帰を円滑に行い、避難 住民が早期に生活再建に入れるよう体制づくりを行います。

この際、復帰地域の安全情報の収集と住民に対する復帰に関する情報の提供を重視します。

(イ) 別紙第7「復帰段階の計画」参照

キ 生活再建段階

生活再建段階のうち武力攻撃災害の復旧は国民保護措置の一環ですが、戦災復興について は国民保護法の対象となっていません。

これらの両段階については当時の状況によるところが大きいため、この計画では大綱にとどめます。

(ア) 復旧段階の活動方針

町は、避難先地域からの復帰後は、県、関係機関・団体と連携して、速やかに武力攻撃 災害の復旧を行い、一日も早い住民生活の安定を図ります。

この際、被災者の相談、支援及びライフラインの復旧を重視します。

(イ) 復興段階の活動方針

町は、復帰後、地域住民相互の助け合いを支援し、自助・共助・公助の連携による「生活復興」と「県土復興」を一体として行い、住民生活の再建と県土の復興を速やかに進めます。

この際、教育の再開、くらしのいち早い再建と安定、安全で快適な生活環境づくり、雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した希望ある産業の創造を重視します。

(ウ) 別紙第8「生活再建段階の計画」参照

ク 避難受入段階

(ア) 活動方針

町は、避難住民等を受け入れ、必要な救援を行います。 この際、関係機関との連携と避難所周辺地域など住民への周知を重視します。

(イ) 別紙第9「避難受入段階の計画」参照

(3) 避難の概要

ア 警報・避難の指示の伝達・通知など

(ア) 警報・避難の指示の伝達

町長は、知事(防災局)から警報の通知または避難の指示を受けたときは、直ちにその内容を、サイレン、防災行政無線、集落放送並びに自主防災組織及び消防団等の協力その他の手段により、住民及び関係のある公私の団体(自治会など)へ伝達します。この際、米子警察署と協力します。(法 47、54④)

(イ) 警報の通知

町長は、警報の通知については、町の他の執行機関、その他の関係機関(活動範囲が町の区域内に限られる機関)に通知します。(法 47①)

(ウ) 警報の解除・避難の指示の解除の伝達・通知

警報の解除・避難の指示の解除については、警報・避難の指示に準じます。 (法 51、55) イ 避難住民の誘導など

(ア) 避難住民の誘導

町長は、知事(防災局)から避難の指示を受けたときは、直ちに避難実施要領を作成し(法 61)、避難住民を誘導するとともに(法 62)、その間の食品などを供与します(法 62⑥)。

a 住民

避難住民の誘導は、町職員、消防団が、自主防災組織、自治会の協力を得て行います。

b 高齢者、障害者、乳幼児等

高齢者、障害者、乳幼児等の避難については、消防団等が補助するとともに必要に応じて住民、西部消防局等に協力を要請します。

また、町内の病院の患者、高齢者、障害者等施設の入所者等については、各施設の長が誘導を行います。

c 観光客等

避難の指示を受けた際に町内に滞在する観光客等については、それぞれ滞在する地区 の住民と併せて誘導を行います。

この際、知事(企画部ほか各部局)は、避難住民の運送を一元的に対処するとともに、 避難住民の誘導に対する支援を行うこととされています。(法 67①)

(イ) 避難住民のスクリーニング

避難住民の誘導に当たっては、集合、バス等への乗車前、交通検問所通過などの適切な時点で、米子警察署などが実施する避難住民のスクリーニングに協力し、避難住民に不審者が紛れ込んだり、危険物が持ち込まれたりすることがないよう注意します。

(ウ) 避難住民の復帰

町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、誘導 その他必要な措置(必要な情報の提供、関係機関との連絡調整など)を講じます。

(4) 救援の概要

ア 要領

知事(各部局)は、国対策本部長による救援の指示があった場合、または緊急を要し指示 を待ついとまがないと認める場合には、避難住民等の救援を行うこととされています。(法

75)

町長は、避難生活段階においては、避難先地域の県などが行う救援について、必要な協力、連絡調整を行います。また、避難受入段階においては、知事が行う救援を補助するとともに、知事からの法定受託により自ら救援の実施に関する事務の一部を実施します。(法 76)

イ 救援の種類(法75、令12)

救援の種類	内 容
1 収容施設の供与	・公民館、体育館、広場に設置する天幕等 ・プレハブ住宅等
2 炊き出しその他による食品の給与及 び飲料水の供給	・炊き出し、弁当等 ・給水車、ろ水器、浄水剤等
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又 は貸与	・外衣、肌着等 ・毛布、布団等 ・タオル、石けん、歯みがき等
4 医療の提供及び助産	・応急的医療・分娩の介助、分娩前後の処置・必要に応じ予防的措置(厚生労働大臣が特別 基準を定めた場合)
5 被災者の捜索及び救出	・警察、消防等による捜索、救出との連携 ・防災航空隊の活用、資機材の確保等
6 埋葬及び火葬	・応急的に行う仮葬(棺等埋葬に必要な物資、 火葬等の役務の提供等)
7 電話その他の通信設備の提供	・電気通信事業者と契約を締結し、電話、イン ターネット等の利用環境を提供
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修 理	・居室、炊事場、便所等を対象に応急的修理
9 学用品の給与	・教材、文房具、通学用品の支給
10 死体の捜索及び処理	・死亡推定者の捜索・遺体の洗浄、消毒等の処置
11 武力攻撃災害によって住居又はその 周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生 活に著しい支障を及ぼしているものの 除去	・居室、炊事場、便所等の応急的な障害物の除 去等

(5) 武力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)の概要

- ア 武力攻撃災害の予防対策
 - (ア) 武力攻撃災害対処の準備

町長は、武力攻撃災害が発生した場合的確かつ迅速に対処できるよう、平素から県(防災局)、西部消防局、米子警察署、その他関係機関・団体等との連絡、情報収集、装備資機材等の準備、維持など武力攻撃災害対処の準備を行います。

特に、NBCR災害等の大規模、特殊な武力攻撃災害及び突発的な発災に留意します。

- (イ) 生活関連等施設、危険物質等の安全確保
 - a 平素

町は平素から町内の、武力攻撃災害などにより住民生活や周辺地域に被害を及ぼす施設や危険物質等について把握し、施設等の管理者、県(防災局)、西部消防局、米子警察署、その他関係機関・団体と情報を共有するとともに、安全確保対策を検討、実施します。

b 武力攻擊事熊等

武力攻撃事態等においては、知事は施設等の管理者に対し、施設の安全の確保のため必要な措置(施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化や防災体制の充実)を講ずるよう要請することができることとされています(法 102①)。

町長は、必要な場合施設等の管理者、県などに対し安全の確保を要請します。

(ウ) 交通規制

警察は、住民の避難や緊急物資の運送のため必要があるときは、一定の区域内の道路すべてについて包括的に交通規制を行い、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することとされています。

町長は、交通規制について米子警察署と連絡調整を行うとともに、規制について住民等 へ周知します。

(エ) 消防活動

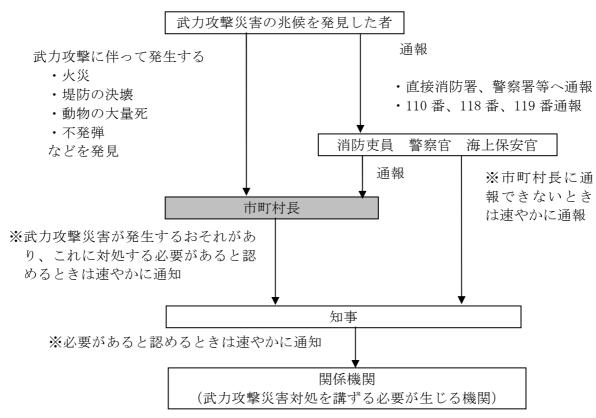
消防団は、西部消防局と連携して、武力攻撃災害時の活動体制等の必要な事項を事前に 定め、必要に応じて装備、資機材を準備するなど、武力攻撃災害が発生した場合の消防活動に備えます。

イ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

町長は、武力攻撃災害発生の際は、速やかに第一報を受信、伝達するとともに、県(防災局)、西部消防局、米子警察署、関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、被害の拡大防止等の対処措置を実施します。

(イ) 武力攻撃災害の兆候の通報(法98)



(ウ) 緊急通報の発令(法99~101)

a 知事の緊急通報の発令

知事(防災局)は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合(武力攻撃に伴い火災が発生している場合、ダムの破壊等の危険が急迫している場合等)で、住民の生命、身体、財産に対する危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令することとされています。

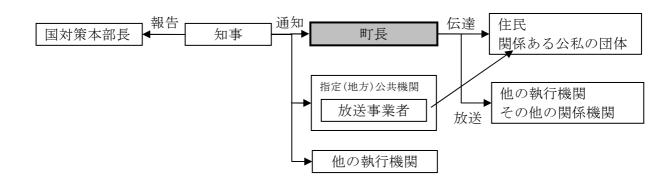
【緊急通報の内容】

- 1 武力攻撃災害の現状及び予測
 - 火災の発生状況や延焼の予測
 - ・ ダム等の状況、決壊した場合に予想される水流等
- 2 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
 - 地方公共団体の指示に従って落ち着いて行動すること
 - テレビ、ラジオ等の情報の収集手段の確保に努めること など

b 緊急通報の伝達

町長は、知事(防災局)から緊急通報発令の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、的確かつ迅速に住民及び関係機関へ伝達します。この際、米子警察署と協力します。 (法 100②)

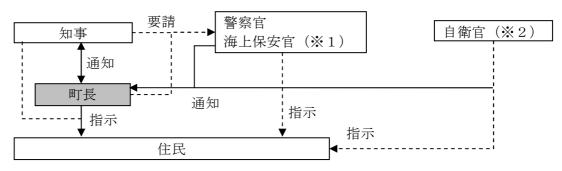
また、必要に応じて県(防災局)に対し緊急通報の発令を要請します。



(エ) 退避の指示(法112)

町長は、町内で武力攻撃災害が発生又は発生するおそれがあり、避難の指示が間に合わない場合は、直ちに必要と認める地域の住民に対し、屋内、地域外などへの退避を指示します。 (ダムの破壊等による被害を防止するためダムの貯水を漸次放流しなければならないときなど)

緊急の必要があると認めるとき等は、知事(防災局)等が退避の指示を行うこととされています。



- ※1 市町村長、知事による退避の指示を待ついとまがないときは自ら指示
- ※2 市町村長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める 場合

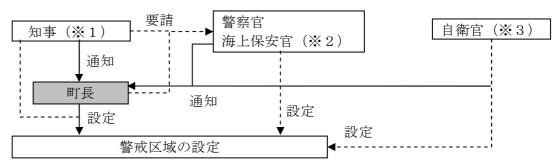
【退避の指示(一例)】

- 1 「○○」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避 すること。
- 2 「○○」地区の住民については、○○地区の△△(一時)避難所へ退避すること。

(オ) 警戒区域の設定(法114)

町長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住 民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を 設定し、立入の制限・禁止又は当該警戒区域からの退去を命じます。(目前の武力攻撃災 害の危険を避けるため、一時的に立入制限区域を設けるもの)

設定に当たっては、住民の生活への支障ができるだけ生じないよう配慮するとともに、 報道の自由に留意します。



- ※1 知事が緊急の必要があると認めるときは自ら設定
- ※2 市町村長、知事による警戒区域の設定等を待ついとまがないときは自ら設定
- ※3 市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

【警戒区域の設定方法等】

警戒区域の設定については、以下の方法等により行います。

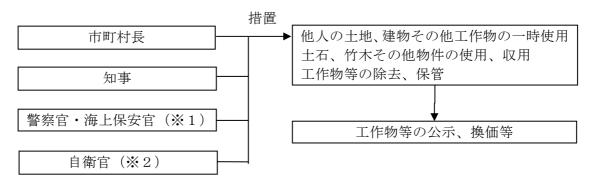
- ・ 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示
- ・ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合 は、防災行政無線、広報車等を活用し、住民に広報、周知
- ・ 警戒区域の近辺、経路等には、必要と認める場所に職員を配置するなど、車両及び 住民が立ち入らないように必要な措置
- ・ 併せて米子警察署に対し、交通規制など必要な措置を要請

(力) 応急公用負担(法113)

町長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害対処措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用します。

また、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置を講じます。

本職権は国民の財産に重大な制約を加えるものであることから、その行使は必要最小限のものに限ります。



- ※1 市町村長、知事による応急公用負担を待ついとまがないとき、又は要請があったとき
- ※2 市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合

(キ) 漂流物、沈没品の保管

町内の河川における漂流物、沈没品については、通常警察官が取り除き、引渡しを受けた町長が保管等の処理を行います(水難救護法 29)が、武力攻撃災害が発生した場合において、警察署長は、漂流物、沈没品を取り除いたときは、当該物件を保管することができる(法 116)ことに留意します。

(ク) 消防活動の実施

消防団は西部消防局と連携し、発災時において、住民や事業者に出火防止と初期消火を 徹底するよう、あらゆる手段をもって呼びかけます。

また、避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防御活動を展開して、火災から住民の生命、身体、財産を保護します。

- a 消火活動
- b 被災者の搬送

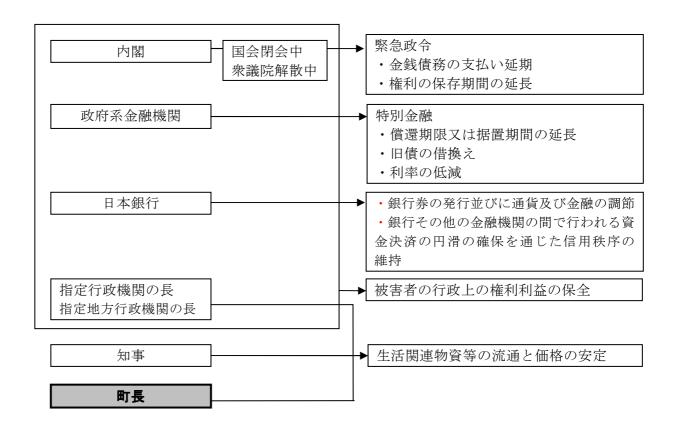
(6) 国民生活の安定に関する措置等の概要

- ア 国民生活の安定に関する措置
 - (ア) 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃災害に伴う被害を最小化するための国民生活安定措置の概要は以下のとおりです。

町は、自ら所管する国民生活安定措置を実施するとともに、国民生活安定措置全体について広く住民に周知し、冷静な対応を呼びかけます。

また、必要に応じて権限を有する機関に必要な国民生活安定措置の実施を要請します。



(イ) 生活関連物資等の流通と価格の安定

県(生活環境部)は、次の法律等に基づき、必要なときは価格安定措置を実施することとされています。

法令
生活 関

国民生活安定 国が国民生活安定緊急措置法3①に基づき、政令で指定物資(特に価 緊 急 措 置 法 │格の安定を図るべき物資) を指定した場合は、県内のみに事業場を有し (昭和48年法 | 指定物資を販売する事業者(小売業者を除く)及び県内に事業場を有し 律第 121 号) 指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。 ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の 指示及び指示に従わない小売業者の公表(国民生活安定緊急措置法6 (2)(3)イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対し ての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由 なく従わなかった者の公表(国民生活安定緊急措置法7) ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者 に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者 への質問(国民生活安定緊急措置法30①) 物価統制令 国が物価統制令4及び同令7並びに物価統制令施行令2に基づき、告 (昭和21年勅 示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置 令第 118 号) を講ずる。 ア 統制額を超える契約等に対する例外許可(物価統制令3①但書) イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額 を超える価格とすることの許可(物価統制令8の2但書) また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、 帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若し

くは帳簿書類等の検査を実施する。(物価統制令30①)

(ウ) 住民の生活との関連性が高い物資などの例

食品関連	□水	
	食品	□ 米□ 肉、果物、野菜の缶詰□ 缶ジュース□ 保存のきく低温殺菌牛乳□ 高エネルギー食品□ ビタミン剤
	その他	□ 缶切□ 炊事セット、紙コップ、紙皿、プラスチック製台所用品□ アルミホイル□ プラスチック製の保存用容器
衛 生 関連	救急関連	□ 減菌手袋□ 止血用ガーゼ□ 消毒用の洗剤、石けん、抗菌タオル□ 感染を防ぐための火傷用軟膏□ サイズが豊富な絆創膏
	薬	(※処方箋なしで入手できる薬)□ 痛みどめの錠剤□ 軽い鎮痛剤□ 悪寒、下痢、便秘などをとめる薬□ 傷口の消毒薬

	衛生用品	 □ トイレットペーパー □ ウェットティッシュ □ 女性用生理用品 □ 個人用衛生用品 □ プラスチックのゴミ袋とひも □ 固いふたの付いたプラスチックのバケツ □ 消毒薬 □ 家庭用の塩素系漂白剤
乳 幼 児	□ おむつ □ ほ乳びん □ 粉ミルク □ 薬 □ ウェット	食品 (アレルギー対応食品を含む) (アレルギー対応粉ミルクを含む) ティッシュ ぶれ用の軟膏
その他	□ 乾電池 □ 燃料(灯) □ 毛布 □ 衣類	油、ガソリン、軽油)

イ 生活基盤等の確保に関する措置

町は、自ら管理する上下水道、町立病院における医療、助産など生活基盤等を確保すると ともに、ライフライン事業者である指定(地方)公共機関等と連携して町内のライフライン 等を確保し、住民生活の安定を図ります。

事業者等	ライフライン等の確保	根拠	備考
電気事業者、ガス事業者	電気、ガスの安定的供給	法 134	・停電時の電力の融通、送電停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等・火気使用禁止、供給停止等の危険予防措置、関係機関等の連携体制の確立等
南部町水道課、水道用水供給事業者、工業用水道事業者	水の安定的供給	法 134	・給水、消毒その他衛生上の措置、給水の緊急停止等
運送事業者	旅客、貨物の運送の確保	法 135	・施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等・避難住民、緊急物資の運送の応諾義務(法71、79)
電気通信事業者	通信確保	法 135	・臨時回線の設定、災害対策用設備の運用等臨機の措置、一般の通信利用の制限、特定通信の優先接続等(cf 電気通信事業法 8)
日本郵政公 社、一般信書	郵便、信書便の確保	法 135	・信書等の送達の確保、窓口業務の維持等

便事業者			
病院、その他 医療機関	医療の確保	法 136	・医療機関の開業時間延長、医療施設の 安全性確保、救急患者等の搬送体制確 保等
道路の管理 者である指 定(地方)公 共機関	施設の適切な管理	法 137	・施設の維持管理等
災害に関す る研究機関 等	指導、助言、その他の援 助	法 138	・武力攻撃災害の防除、軽減、復旧

ウ 混乱の防止

町長は、住民等の独自避難、交通渋滞・事故等の発生、治安の悪化、パニック等に対処するため、県、西部消防局、米子警察署、消防団、自治会、自主防災組織等と連携し、必要な措置を行います。

措直を行いる 機 関	内 容
町	1 第一報など情報の収集及び関係機関との情報共有 2 住民への情報提供と冷静な対応の呼びかけ 3 応急復旧、退避の指示その他応急の対策 4 消防団、自主防災組織等によるパトロール、広報等の実施
県	1 各機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案、実施 2 混乱防止に関する情報の収集及び分析 3 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 4 その他必要事項
警察本部	1 情報の収集と広報活動 警報等発令後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるととも に、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかけます。 2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場所に、事前に必要な部 隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導 を行います。 3 パトロールの強化など
運者 定 まる (まる (まる) 公 共機 関	 1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、運行計画を周知するよう努めるものとされています。 2 旅客扱い等の要員の増強を図るよう努めるものとされています。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとるよう努めるものとされています。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の沈静化を図ること (2) 改札制限の実施とあわせて、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施すること (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請すること

電気通信 公共機関

県は、以下の事項について必要に応じて電気通信事業者である指定公共機関 事業者で に協力を依頼することとされています。

- ある指定 1 通信の確保のため必要な措置
 - 対策要員の確保
 - 3 武力攻撃災害時における災害対策用資機材等の配備
 - 通信施設、設備等の巡視と点検
 - 5 工事中の設備に対する安全措置

第4章

各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (1) 町

機	对 名	内容
共通		1 その他町長の命ずる事項、又は対策本部長の求める事項
総務部(総務課)	[防災班]	1 南部町国民保護措置の総括 2 南部町国民保護対策本部の設置・運営 3 南部町内における国民保護措置の総合調整 4 国民保護に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 警報、避難の指示等の伝達 6 消防に関すること 7 防災行政無線に関すること 8 危険物質等の保安対策 9 赤十字標章等・特殊標章等の交付、使用許可に関すること 10 避難施設・集合施設等の選定 11 国民保護に係る備蓄・訓練等
	[総務班]	1 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等 2 職員の活動支援、安否、補償等に関すること 3 町の所有に属する財産・車両等の管理等 4 人権の擁護に関すること 5 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 6 町議会に関すること 7 町役場仮庁舎・現地対策本部の設置・移転等 8 不服申立、争訟等に関すること 9 その他各部の事務に属さないこと
	[財政班]	1 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 2 応急公用負担等 3 運送の計画、手配、運営
	[広報班]	1 広報・広聴
情報部 (企画政 策課)	[情報班]	 被災情報の収集・提供等 安否情報の収集・提供等 写真等による情報の記録・収集等
物資部 (出納室 ・議会事務 局)	[物資班]	1 費用の出納及び物品の調達 2 義援金、救援物資の収配等 3 生活必需品の給与、確保等

民生部 (町民生 活課・税務 課・保育 園)	[衛生班]	1 入浴施設、トイレ等の確保、提供 2 食品衛生等 3 死体の処理、埋葬 4 廃棄物、し尿の処理 5 有毒物質等の保安対策 6 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等
	[民生班]	 戸籍・住民登録・外国人登録等 外国人の保護に関すること 保育所園児の保護に関すること 保育所園児の応急保育 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達 応急仮設住宅等の手配、建設、供与
	[税務班]	1 町税・諸収入に関すること 2 被災者住宅の再建支援
福祉部 (健康福 祉課·公民 館)	[福祉班]	1 高齢者、障害者、乳幼児等の保護に関すること 2 医療・助産(人員・医薬品・資機材・施設等)に関すること 3 感染症の予防、対策等 4 町立病院等に関すること 5 住民の健康維持、保健衛生 6 他部に属しない生活支援及び保護に関すること
	[避難所班]	1 避難住民の誘導 2 避難所・集合施設等の開設・運営 3 食品の給与、確保
	[ボランテ ィア班]	1 ボランティアに関すること
産業部 (産業課)	[商工班]	1 商工業に関すること 2 就職支援 3 観光業、観光客の保護に関すること
	[農林班]	1 農林業に関すること 2 家畜防疫、へい獣処理等
土木部 (建設課 ・上下水道 課)	[建設班]	1 道路の状況確認・確保・情報提供 2 ライフライン(電気、ガス、電話)の確保に関する連絡調整 等 3 武力攻撃災害の応急復旧、復旧等 4 市街地等の状況把握、対策 5 公共土木施設等の状況把握、対策 6 用地の確保、土地の使用・提供等 7 危険箇所、支障となる工作物の除去等 8 土木資機材等の手配 9 建築の制限、緩和等 10 特殊車両の通行許可 11 町営住宅に関すること

[上下 班]	水道 1 2	上下水道、給水その他飲料水の供給 水質検査
教育部(教育委員会事務局	1 2 3 4 5	児童生徒等の保護に関すること 児童生徒等の応急教育 避難所の確保、開設、運営に対する協力 文教施設等の状況把握、対策、提供 文化財の保護に関すること
各種委員(会)事務		各課の応援
町立病院	1 2	医療の提供及び助産 町立病院入院患者等の避難誘導
消防団	1 2 3 4 5	避難住民の誘導 高齢者、障害者、乳幼児等の避難の補助 消火及び武力攻撃災害の防除、軽減 住民への情報伝達及び町内情報の収集 避難住民等の救援の補助

(2) 県

機関名	内容
県	 県国民保護が確実に実施できる体制の整備 県国民保護措置の実施 県内関係機関が実施する国民保護措置の総合的推進

(3) 指定地方行政機関([]]は指定行政機関)

機関名	内容	
[警察庁] 中国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制	
[総務省] 中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関す ること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成	
[財務省] 中国財務局 (鳥取財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会	
[財務省] 神戸税関 (境税関支署)	1 輸入物資の通関手続	
[厚生労働省] 中国四国厚生局	1 医療の指導及び監督	

	2 感染症の発生及び蔓延の防止 3 保健衛生の確保
[厚生労働省] 鳥取労働局	1 被災者の雇用対策
[農林水産省] 中国四国農政局 (鳥取農政事務所)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保2 農業関連施設の応急復旧
[林野庁] 近畿中国森林管理 局 (鳥取森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
[経済産業省] 中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保2 商鉱工業の業務の正常な運営の確保3 被災中小企業の振興
[経済産業省] 中国四国産業保安 監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
[国土交通省] 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 殿ダムエ事事務所 境港湾・空港整備事務所	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急措置 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
[国土交通省] 中国運輸局 (鳥取運輸支局、 鳥取運輸支局境庁舎)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
[国土交通省] 大阪航空局 (美保空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
[国土交通省] 東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
[気象庁] 大阪管区気象台 (鳥取地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供
[海上保安庁] 第八管区海上保安本 部 境海上保安部 鳥取海上保安署 美保航空基地	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

[防衛施設庁] 広島防衛施設局 (美保防衛施設事 務所)	1 所管財産(周辺財産)の使用 2 米軍施設内通行等に関する連	
---------------------------------------	------------------------------------	--

(4) 自衛隊

機関名	内容
共通	1 国民保護措置に関する訓練の実施 2 国民保護措置の準備、実施

(5) 指定公共機関

機関名	内容	
共通	 業務に係る国民保護措置の実施(法21) 国民に対する情報の提供(法8) 国民の保護に関する業務計画の作成(法36①) 組織の整備(法41) 訓練(法42) 被災情報の収集、報告(法126、127) 管理する施設、設備の応急復旧(法139) 武力攻撃災害の復旧(法141) 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等(法145) 	
(独) 日本原子力研 究開発機構 (人形峠環境技術セ ンター)	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等	
中国電力(株) (鳥取支社)	1 電気の安定的な供給(法134)	
全日空 「全日本空輸(株)」 (山陰支店)	1 避難住民の運送(法71)・緊急物資の運送(法79) 2 旅客及び貨物の運送の確保(法135)	避難住民 緊急物資
JR西日本 「西日本旅客鉄道(株)」 (米子支社)		避難住民
JR貨物 「日本貨物鉄道(株) 」 (米子営業支店)		緊急物資
佐川急便(株) (鳥取店)		緊急物資
日本通運(株) (鳥取支店)		緊急物資

	;
福山通運(株) (鳥取支店)	緊急物資
ヤマト運輸(株) (津山主管支店)	緊急物資
NTT西日本 「西日本電信電話(株)」 (鳥取支店)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 (法78) 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い(
NTTコミュニケーションス゛	法135)
KDDI(株)	
ソフトバンクテレコ ム(株)	
NTTドコモ中国 (鳥取支店)	
ソフトバンクモバイ ル(株)	
日本赤十字社 (鳥取県支部)	1 救援への協力(法77) 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答(法96)
NHK 「日本放送協会」 (鳥取放送局)	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送(法50、51、57、101)
(独)国立病院機構 鳥取医療センター 米子医療センター	1 医療の確保 (法136)
日本銀行 (鳥取事務所)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 (法133) 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ た信用秩序の維持
日本郵政公社 (中国支社鳥取中央郵便局)	1 郵便の確保 (法135)
西日本高速道路(株) (中国支社)	1 道路の管理(法137)
(1日入山)	

(6) 指定地方公共機関

機関名	内容
共通	 1 業務に係る国民保護措置の実施(法21) 2 国民に対する情報の提供(法8) 3 国民の保護に関する業務計画の作成(法36②) 4 組織の整備(法41) 5 訓練(法42) 6 被災情報の収集、報告(法126、127) 7 管理する施設、設備の応急復旧(法139)

	8 9	武力攻撃災害の復旧(法141) 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等	(法145)
鳥取ガス(株)	1	ガスの安定的な供給(法134)	都市ガス
米子瓦斯(株)			ļ
県LPガス協会			LPガス
日ノ丸自動車(株)	1	避難住民の運送(法71)及び緊急物資の運送 (法79)	避難住民
日本交通(株)	2	旅客及び貨物の運送の確保 (法135)	
智頭急行(株)			
若桜鉄道(株)			
日ノ丸西濃運輸(株)			緊急物資
因伯通運(株)			<u></u>
県バス協会			車両
県トラック協会			
全農県本部			食料
県石油商業組合			燃料
県建設業協会			経路・施設など
県建築士会			
県警備業協会			
県医師会	1	医療の確保 (法 136)	医療・助産など
県看護協会			看護・助産など
県薬剤師会			医薬品・資機材
県歯科医師会			歯科
北岡病院			
清水病院			
野島病院			
藤井政雄記念病院			
博愛病院			
高島病院			

元町病院	
日本海テレビジョン 放送(株)	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送(法50、51、57、101)
山陰放送(株)	
山陰中央テレビジョ ン放送(株)	
(株)エフエム山陰	
(株)鳥取テレトピア	
日本海ケーブ・ルネットワーク(株)	
(株)中海テレビ放送	
鳥取中央有線放送(株)	

(7) 総合調整機能

県内において各機関が実施する国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるよう、県対策本部長が総合調整を実施することとされています。(法 29①)

町は、必要な総合調整について県対策本部へ要請するとともに、町対策本部長は町内において、町が実施する国民保護措置について総合調整を行います。(法 29⑤)

2 事務の委託等

ア 町の事務の委託

大規模な武力攻撃災害などにより、町の行政機能が麻痺した場合、町は、事務又は町長等の権限に属する事務の一部を県又は他の市町村に委託します。 (法 19)

イ 委託の手続(委託、変更、廃止)

	手 続		項目
1	協議	1	委託事務の範囲
2	公示	2	委託事務の管理及び執行の方法
3	知事への届出	3	委託事務に要する経費の支弁の方法
4	議会への報告	4	その他必要な事項

(2) 救援事務の委任

ア 救援事務の委任

避難住民等の救援については、知事の実施する国民保護措置とされているところですが、 救援を迅速に行うため必要があると認めるとき、知事は救援事務を市町村長に委任すること ができるとされています。(法 76。法定受託事務)

イ 救援事務委任の注意事項

- (ア) 町は、平素から救援事務が委任された場合に備えて準備を行うとともに、委任を受けた際は、県、関係機関・団体と連携して的確かつ迅速に救援事務を実施します。
- (4) 救援事務は現場で一体的に行う必要があることから、委任は原則として一括して受けることとします。
- (ウ) 受任に当たってはあらかじめ県と十分に協議を行うこととし、受任した救援業務に必要な費用は、県が支弁します。

(エ) 町は、日赤及び指定(地方)公共機関の自主性を尊重しつつ、協力して避難住民等の救援に当たります。

	1	1
救援の措置	市町村	日赤の協力
(法 75、 令 9)	(法 76)	(法 77)
1 収容施設(応急仮設住宅を含む)の供与	0	
2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	0	0
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	0	0
4 医療の提供及び助産	0	©
5 被災者の捜索及び救出	0	
6 埋葬及び火葬	0	
7 電話その他の通信設備の提供	0	
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	0	
9 学用品の給与	0	
10 死体の捜索及び処理	0	◎処理の一部
11 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土 石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの の除去	0	
12 安否情報の収集、提供		0

注) ◎印=委託

(3) 事務の代行

ア 知事による市町村事務の代行

武力攻撃災害などにより、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、知事は、市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代行することとされています。(法 14)

イ 事務の代行の手続

南部町が事務を行うことができなくなったとき	知事の代行、公示
南部町が事務を行うことができるようになったとき	南部町長への事務引継
知事が代行を終了したとき	南部町長への通知、公示 (終了、代行した応急措置)

第5章 活動要領

1 補給支援

(1) 補給

- ア 補給必要量の決定
 - (ア) 町は、平素から避難及び避難生活の間における補給品の必要量を見積もり、備蓄量との 調整を図るとともに、その取得量と取得方法について県その他関係機関・団体と協議、検 討します。
 - (4) 町は、避難及び避難生活の際には、上記見積もりを修正し、補給品の必要量を決定するとともに、その取得量と取得方法について県その他関係機関・団体と協議、決定します。
 - (ウ) 補給必要量の見積もり、決定に当たっては、避難住民数、避難状況、避難期間、地域の特性、天候、季節による補給必要量の変動に注意します。

イ 取得

(ア) 補給品の取得

町は、必要な補給品については、原則として県等から取得します。

- (イ) 各避難施設の取得
 - a 請求補給

各避難所は、補給品目ごとに請求票により町に請求を行います。

b 推進補給

県、町は、避難所が請求を行えない場合あるいは定期的に消費する補給品については、 計画に従い自動的に補給を行います。

ウ配分

県は、取得した補給品を緊急物資集積地域に集積し、緊急物資集積所を経由して避難住民 に配布することとされています。

町は、情報の取りまとめ、提供など県の配布に協力し、補給品を受け入れます。 各集合施設、避難所は、取得した補給品を受領、保管し、避難住民に配布します。

(2) 補給支援組織の構成

県は、以下のとおり補給支援組織を設け、補給を支援することとされています。

ア 緊急物資集積地域

鳥取県東部地区あるいは西部地区(要避難地域を除く)に、緊急物資集積地域を設定し、 空路、海路、陸路からの緊急物資を集積します。

イ 緊急物資集積所

避難先地域に緊急物資集積所を設け、各避難所等に対する物資補給基地として運用します。

ウ 補給支援センター

緊急物資集積地域、緊急物資集積所の補給及び運営の管理運営を行います。

工 補給幹線

緊急物資集積地域と緊急物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要のある路線を補給幹線として指定します。

町は、県との連絡調整、町内における補給支援組織の設置、維持、運営の支援などを行います。

(3) 補給品

主な補給品の品目、必要量、取得及び注意事項等については以下のとおりです。

ア 補給品の特性

品名	特性
食品	1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。
	2 避難開始当初は備蓄の使用が予想されますが、基本的には避難先地域での
	計画的な確保が必要です。
燃料	1 常続的に必要ですが、必要量は避難の規模、季節等により差異があります。
	2 運送、保管の際は火災・爆発の予防等に留意する必要があります。
	3 基本的に、給油所あるいは追送により配分します。
復旧資材	1 武力攻撃災害の状況に応じて大きく変化します。特に、復旧に必要な資機
等	材は、需要がひっ迫することが予想されるため、あらかじめ調整が必要です。
	2 応急復旧資材は、平素から準備し、計画的に分散させておくことが必要で
	す。
日用品、し	1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。
好品	2 避難が長期になる場合は、避難生活を安定させるために、計画的に補給す
	ることが必要です。
衛生資機	1 必要量は救援者の発生数により大きく変動します。
材	2 一部、避難先地域での調達が可能ですが、大部分は追送する必要がありま
	す。特に、感染症のワクチン等については、国による備蓄品の調達が必要で
	す。
	3 血液製剤等は、特別の保存方法を要し、かつ、有効期間が短いため特別の
	補給方法が必要です。
飲料水	1 季節及び状況によって必要量に差異があります。
	2 給水施設を利用できない場合は、避難住民数に応じて、給水車等による給
	水を行います。
	3 給水施設位置の把握と汚染された水源の検知が必要です。

イ 各補給品の補給業務

11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	宿品の佣剤 I	印未伤 	
品名		補 給 業 務	
食品	必要量	避難住民等の人数に応じて、補給必要量が決まります。	
	取 得	1 当初の段階	
		(1) 備蓄食品の提供 連携備蓄については、県が一元的に運用することとされています。 (2) 加工食品の調達	
		補給支援体制が整うのに伴い、弁当、おにぎり等の加工食品を配ります。	
		このため県は、業者毎の調達数量を決定し、発注することとされています。	
		町長(福祉部[避難所班])は、食品の必要量を見積もり、県(農林水産部)に対して請求するとともに、連携備蓄の運用に協力します。 2 炊出しの体制完了以降の段階(3日目以降と想定)	
		(1) 主食の調達(米穀) 米穀については、県が鳥取農政事務所と調整して精米卸売業者を決定 し、供給を要請することとされています。	
		県は、避難所等の体制が整い、炊出しによる食品提供が可能となった 段階で、精米の調達、提供を開始することとされています。	
		また、米穀が不足する場合は、パン、即席麺等について、あらかじめ 協力依頼している業界等からの調達、他都道府県への応援要請等を行う こととされています。	
		(2) 副食の調達 米飯給食に必要な副食品や調味料等については、県が流通備蓄(ランニングストック)方式により調達し、不足する場合は、協定業者から調達し、または、他都道府県等へ応援を要請することとされています。 (3) 生鮮食品の調達	
		生鮮食品については、県が協定業者から調達し、または、他都道府県 等へ応援を要請することとされています。 (4) 調製粉乳等の調達	
		(4) 調製材乳等の調達 乳幼児用として必要な調整粉乳、ほ乳びん、乳幼児用食品等の確保に ついては、県が流通備蓄(ランニングストック)方式により調達することとされています。	
		町長(福祉部[避難所班])は、町内における炊出し等について協力を要請するとともに、主食等の必要量を取りまとめ県(農林水産部)に請求します。	
		この際、アレルギー対応食品の調達に留意します。	
	配分	通常毎日、食品を緊急物資集積所で荷分けし、避難所に運搬交付します。 各避難所は、食品請求票を作成し、県対策本部(補給支援センター)へ提 出します。	
		県対策本部は、避難住民等の人数に応じた調達計画を作成し、また、指 定行政機関、他都道府県等に対し、不足する食品の提供を要請することと されています。	
1	1	·	

飲料水	必要量	避難時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3リットルとされています。
		1 県は、以下のとおり飲料水の補給業務を行うこととされています。 (1) 給水状況や住民の避難生活状況等必要な情報を的確かつ迅速に把握し、応急給水計画を定め、給水体制を確立 (2) 車両運送を必要とする給水拠点、後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資機材を活用し、車両等によって運送 (3) 道路障害除去が遅れ運送が困難となる場合は、直ちに道路管理者に運送路の確保を要請
		2 町長(土木部 [上下水道班])は、以下のとおり飲料水の補給業務を補助し、または行います。 (1) 水道事業者等として、水道施設、給水車等を活用し、飲料水を補給します。 (2) 町内の情報の集約、提供、給水の受入など (3) 給水が可能となるまでの間、受水槽の水、ろ水器、浄水剤等により井戸・プールの水を使用する等、あらゆる方法により飲料水を確保
	取得	給水施設又は給水車両により取得することとされています。 なお、給水施設及び給水車両による取得が不可能な場合は、備蓄などの携 帯型飲料ボトルにより取得します。
	配分	県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水などを実施することとされています。 町長(福祉部[福祉班])は、後方医療機関となる医療施設及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係機関から緊急要請があった場合は、県に対し車両運送による応急給水を要請します。なお、携帯型飲料ボトルによる対応の場合は、食品と同様に配分します。
燃料	必要量	町長(福祉部 [避難所班])は、避難所のストーブ、発電機、投光機などの 設置状況から補給必要量を見積もり、各避難所の状況を確認します。
	取 得	原則として県の調整により燃料業者から、燃料施設、燃料用車両等により取得します。
	配分	通常毎日、燃料用車両又はドラム缶、燃料携行缶により避難所に運搬交付します。 各避難所は、燃料請求票を作成し、県対策本部(補給支援センター)へ提出します。 特別な状況 (寒暖の差等)を除いて避難住民に平等にいきわたるよう配分します。
衛生 資機 材	必要量	○仮設トイレ 避難住民等の人数、内訳に応じて、補給必要量が決まります。
	取得	○仮設トイレ 当初は県の備蓄資機材により対応します。 また、備蓄資機材で不足する場合、町長(福祉部 [衛生班])は、県(生活 環境部)に対し、仮設トイレ等の配分を要請します。

1			
	配	分	○仮設トイレ 特別な状況(男女の人数差等)を除いて避難住民に平等にいきわたるよう 配分します。
応急復出	必要	更量	町(土木部[建設班])は、町内の応急復旧作業の状況を把握し、補給必要量を集計します。
資機 材等	取	得	原則として県の調整により建設資機材業者等から取得します。
	配	分	原則として、応急復旧作業の現場への直送により配分します。
日用品、	必要	更量	町長(福祉部 [避難所班])は、各避難所のニーズを把握し、補給必要品目 及び量を集計します。
し好 品等	取	得	原則として県の調整により業者等から取得します。
	配	分	急を要するものを除き、随時食品等と同様に配分します。
その	必要	更量	町は、町内の状況を取りまとめ、所要品目、数量等を県に連絡します。
他の結品	取	得	県は、各協定業者から必要な補給品を購入し、または、他都道府県、指 定地方公共機関その他の関係機関・団体等へ協力を求めることとされてい ます。
	配	分	県は、補給品を緊急物資集積地域に一旦集積し、緊急物資集積所を通じ て各避難所へ配分することとされています。
			町は、町内の補給品の配分について県との連絡調整及び情報提供など必要な支援を行います。また、緊急物資集積所における配分等を補助します。

(4) 救援に必要な物資(特定物資)の確保

補給品の確保については、原則として知事が連携備蓄の運用、流通商品の確保などにより一元的に実施することとされています。

また、知事は、次の物資(特定物資。法 81)について必要があると認めるときは、以下のとおり業者に売渡要請等を行うこととされています。

町は、避難、救援に必要な補給品について必要があると認めるときは、知事に対して確保及び特定物資の売渡要請等の措置を求めるとともに、救援の実施の委託を受けている場合においては、業者に対する売渡要請等を実施します。

ア 売渡要請などの対象となる商品(特定物資) (法81)

	次文明 5 C = 2	対象になる同間(内に物質)(1201)	
4		備	考
1	医薬品		
2	食品		
3	寝具		
4	医療機器そ	・注射器、メス、聴診器等(薬事法2)	
0)	他衛生用品	・脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等	
5	飲料水	・ペットボトル水等	
6	被服その他	・外衣(洋服、作業衣、子ども服等)、	肌着(シャツ、パンツ等)
生	活必需品	・身の回り品(タオル、サンダル、傘等	
		日用品(石けん、歯磨き、バケツ、ト	イレットペーパー等)
		炊事用具、食器(炊飯器、鍋、包丁、	ガス器具、茶碗、箸、皿等)
		光熱材料(マッチ等)	

7	建設資材	・木材、鉄材、コンクリート、ガラスその他 (避難住民等の収容施設、臨時の医療施設の建設工事に必要なものに限 定)
8	燃料	・ガソリン、灯油、軽油、プロパンガス等
9	その他救援の実施に必要で厚生労働大臣が定めるもの	

イ 売渡要請等の一般要領

(7) 売渡要請

知事(各部局)又は救援の実施の委託を受けた町長は、救援を行うため必要があると認めるときは、特定物資の所有者に対し特定物資の売渡しを要請します。(法 81①)

(イ) 収用

知事(各部局)又は救援の実施の委託を受けた町長は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡要請に応じないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を公布して特定物資を収用します。(法 81②、83)

(ウ) 保管命令

知事(各部局)又は救援の実施の委託を受けた町長は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定物資の生産、集荷、販売、配分、保管、運送業者に対し、公用令書を公布して特定物資の保管を命じます。(法81③、83)

(エ) 立入検査

知事(各部局)又は救援の実施の委託を受けた町長は、特定物資の収用、保管命令のため必要があるときは、管理者に通知の上、職員に特定物資保管・所在場所等への物資状況の立入検査を行わせます。(法84①)

また、知事(各部局)又は救援の実施の委託を受けた町長は、特定物資の保管を命令したときは、保管者に対し必要な報告を求め、又は管理者に通知の上、職員に保管場所への保管状況の立入検査を行わせます。(法84②)

(オ) 収用、保管命令の要請等

知事(各部局)又は救援の実施の委託を受けた町長は、救援を行うため特に必要がある と認めるときは、指定(地方)行政機関に対し、特定物資の収用、保管命令等を要請しま す。

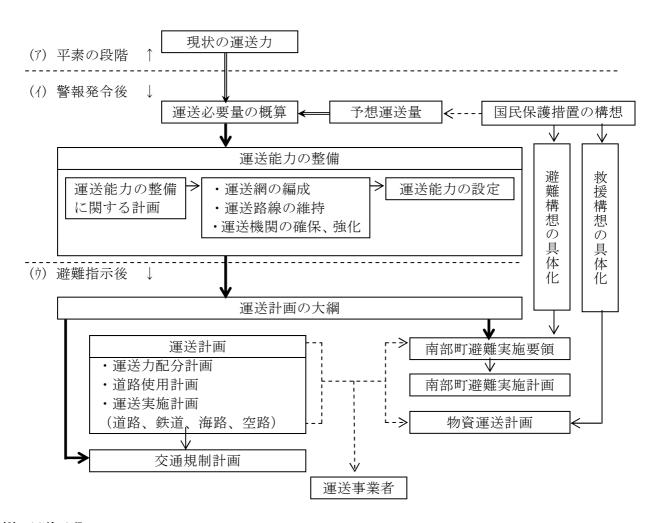
2 運送

(1) 運送の一般的要領

避難住民及び緊急物資の運送は、原則として、県(企画部、商工労働部)が指定(地方)公 共機関である運送事業者と運送契約を行い、一元的に運用することとされています。

また、県対策本部長は、正当な理由なく運送が行われない場合、指定地方公共機関に対し総合調整等を行い、なおも運送が行われない場合は、知事が指定地方公共機関に是正の指示(指定公共機関については、国対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による是正指示)を行うこととされています。(法 72、73)

- ア 町は、平素から町各地区ごとに住民避難に必要な運送手段を見積もり、運送手段の的確か つ迅速な確保についてあらかじめ県と協議、検討します。
- イ 住民避難の際、町は県に対し必要な運送手段の配分を要請し、目標地点や経路等の連絡調 整を行います。
- ウ 県による運送計画が示された場合、町はこれを受けて町各地区ごとに運送手段を配分、運 用するとともに、職員による運送車両の誘導など適時適切な受援を実施します。



(2) 運送手段

避難のための運送手段は、事態の状況に応じて設定されます。各運送手段の一般的特性は 次のとおりです。

、 特性		特性	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	選定上の留意事項
手段	長 所	短 所	
道路	比較的軽易に利	運行の集中する地域において混雑を	道路規制の的確な実施
	用できる。	起こしやすい。	継続的な補修・整備の実
	状況の変化に即	気象、頻雑な通行等により破損しや	施
	応できる可能性	すい。	警戒・防護の設置
	がある。	敵の攻撃に対して脆弱。	関係機関との十分な調整
		道路の管理者が異なり調整に時間を	
		要する場合がある。	
鉄道	安定した大きな	線路等に制約され、移動の柔軟性に	関係機関の積極的協力を
	運送力。	欠ける。	得て、計画的かつ最大限
	長距離の運送に	修理には、高度の技術、多くの作業	に活用
	適した効率的な	力・資材・時間を要する。	必要に応じ、重要箇所の
	運送手段である。	橋、トンネル、操車場等は攻撃目標	警戒・防護、応急復旧、
		になりやすい。	補助手段等の対処措置
海路	長距離、大量の一	速度が比較的遅い。	指定公共機関等との緊密
	括運送に適する。	港湾の施設、荷役、局地運送等の能	な調整
		力に制約される。	運送の計画及び手続きの

		気象の影響を受ける。 攻撃の目標となりやすい。 運送実施のための組織が複雑 運送準備に多くの日時を要する。	早期着手
空路	高速。 経路の選定が自 由。 長距離及び応急 的な運送に適す る。	気象、飛行場、事態により制約される。 重量及び容積等の制限を受ける。 飛行場は攻撃の目標となりやすい。	重要な時期、地点、避難 住民の空輸を行う等、重 点的かつ効率的な実施 美保飛行場のみ使用

(3) 運送能力・運送必要量の概算

ア 県による運送能力の概算

県(企画部、商工労働部)は、一元的に運用する運送手段の運送能力を、季節・時間別、 場所別、運送手段別に明らかにし、この概算に基づいて補給支援組織の施設・人員・資機材、 運送用燃料の補給を準備することとされています。

イ 県による運送必要量の概算

県は、避難の指示に伴い必要となる避難住民や救援に必要な物資の運送量を、季節・時間別、場所別、運送対象別に明らかにし、この概算に基づいて運送路線の維持、通信施設、補給支援組織の施設・人員・資機材、運送用燃料の補給を準備することとされています。

町長(総務部[財政班])は、町各地区単位で運送必要量の見積もりを作成し、これに基づいて町内の住民避難に備えるとともに、県に報告します。

(4) 運送に関する計画

ア 県の運送計画

国から避難措置の指示を受けた場合、県は以下のとおり運送に係る計画を作成します。

(7) 運送力配分計画

避難措置の指示を受けて、県(企画部)が作成します。一定期間の運送の根拠となるもので、次の事項を定めます。

- 1 運送対象となる避難住民
- 2 発地、着地
- 3 運送内容
- 4 運送時期、経路
- 5 運送担任機関

(1) 道路使用計画

避難措置の指示を受けて、県(県土整備部)が作成します。特定公共施設利用法に基づく「道路の利用指針」が定められたときは、これに沿って作成します。交通規制の実施の基礎となるもので、次の事項を定めます。

- 1 使用する道路網、移動方向、路線の分類、橋梁の等級、その他道路制限、附帯 施設、交通検問所、交通情報所
- 2 道路の利用の一般的優先順位
- 3 通行及び報告等の手続き
- 4 通信連絡手段
- 5 避難実施要領等作成の際の基準となる事項

(ウ) 運送実施計画

避難の指示を受けて、県(企画部)が、運送力配分計画、道路使用計画に基づい

て作成します。陸路を中心とした、避難住民と物資の運送に関する細部の実施要領を定めたもので、次の事項を定めます。

運送方法は、直通運送、中継運送、折返し運送とし、地形、事態の状況により適切な運送実施方法を計画します。

- 1 運送計画番号、市町村名
- 2 運送の担任
- 3 避難住民地区番号及び避難住民数
- 4 発着日時、発地・着地、経路、必要地点の通過日時等
- 5 食品・衛生に関する事項
- 6 必要とする補給拠点業務

町は県、その他関係機関・団体との連携を強化し、県に対し経路情報など必要な情報を提供するとともに、県の作成した運送計画に基づいて町の避難実施要領等を作成します。

イ 交通規制計画

警察は、避難住民の運送等のルートを確保するため、広域的交通管理体制の整備に努めるとともに、一般通行車両の運行を禁止するなどの交通規制計画を作成することとされています。

交通規制計画は、避難の指示を受け、運送計画に基づき、道路管理者と協議して作成する もので、次の事項を定めます。

- 1 交通規制路線、区間、迂回路
- 2 交通規制要員の配置
- 3 交通検問所の設置場所、要員・器材等
- 4 交通規制の広報の方法等
- 5 交通事故処理、道路障害物の除去等交通障害の復旧対策
- 6 緊急通行車両の受付・確認要領、通行優先順位等
- 7 隣接県等に及ぶ広域交通規制

町長(土木部[建設班])は、交通規制計画の作成に必要な道路情報などを提供するとともに、交通規制について住民へ周知し、また、避難住民の運送等のルートを維持します。

ウ 物資運送計画

県(商工労働部)は、緊急物資の運送に当たっては、運送計画に準じて物資運送計画を定めることとされています。

(5) 避難実施要領

ア平素

町長(総務部[防災班])は、県、米子警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ 避難実施要領のパターンを作成します。

イ 避難の指示の通知受信後

町長(総務部[防災班])は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに県(防災局)、米子警察署など関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定します。

- (ア) 避難実施要領に定める事項
 - a 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
 - b 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の 誘導に関する事項
 - c 避難の実施に関して必要な事項
- (イ) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

町長(総務部[防災班])は、次の事項に留意して避難実施要領を作成します。この際、 必要に応じ知事(防災局ほか各部局)などの支援を受けます。

項目	留意事項
要避難地域及び避難住民の 誘導の実施単位	1 避難が必要な地域の住所 2 避難の実施単位(自治会、事業所等)
避難先	1 避難先の住所及び施設名
集合施設及び集合方法	1 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、集合施設等の住所及び場所名2 集合施設への交通手段
集合時間	1 避難住民の誘導の際の交通手段の出発時刻 2 避難住民の誘導を開始する時間
集合に当たっての留意事項	1 集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認 2 集合に当たって避難住民の留意すべき事項
避難の手段及び避難の経路	 集合後に実施する避難の交通手段 避難住民の誘導の開始時間及び避難経路等 避難住民の誘導の詳細
町職員、消防団員の配置等	 関係町職員の配置 消防団員の配置 担当業務及び連絡先等
高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者への対応	1 高齢者、障害者、乳幼児等への対応方法、配慮事項等
避難住民の確認など	1 避難住民の安否等の確認方法2 スクリーニング
要避難地域における残留者の確認	1 残留者の確認方法
避難住民の誘導中の食品等 の支援	1 誘導中の避難住民に対する食品、水、医療、情報等の 支援内容
避難住民の携行品、服装	1 避難住民の携行品、服装
誘導から離脱してしまった 際の緊急連絡先等	1 問題が発生した際の緊急連絡先

(6) 運送の実施

ア 運送業務

避難住民と物資の運送については、県(企画部、商工労働部)が、運送に関する計画に基づき、一元的に手配・調整を行うこととされています。

町長(総務部[財政班]、土木部[建設班])は、県に対し経路情報など必要な情報を提供するとともに、県の作成した運送計画に基づいて町内の運送を計画、運用します。

イ 運送手続き

町(総務部[財政班])は、県(企画部)に対し運送請求票を提出します。